



新年あけまして おめでとうございます



理事長 西田 良枝

昨年のお正月は、新拠点の復興に向けて必死でした。3月11日、ちょうど震災から一年目に新拠点に戻ることができ、一年続いた引っ越しもこれで終わり、多くの人への感謝の気持ちを胸に再スタートを切りました。

その後、5月からは児童発達支援事業を開始し、法人立ち上げの頃からの利用者さんたちは、すっかり大人になっていく中、「とも」には子どもたちのにぎやかな声が聞こえ、新米ママたちの涙や笑顔が見られるようになりました。

年末恒例の後援会「ともと歩む会」と地域活動支援センターとの共催で開催されるクリスマス会では、200名近くの方が参加。赤ちゃんから90歳代の方まで、また、利用者さんや行政、地域の方々をはじめ、本当にさまざまな立場の方が参加してくださり、とても賑やかな年末となりました。

これだけ多くの方々に支えられていること、2013年の年明けは新拠点で迎えることができ、皆様に感謝の気持ちでいっぱいです。

今年4月からは、昨年公募された「浦安市身体障がい者福祉センター」の指定管理事業者として、また同じく公募された「浦安市基幹相談支援センター」の受託事業者として、新たな事業を開始します。

ご利用される方をはじめ、地域の方々へのよりよい事業の提供をしっかりと行っていきます。また公的なサービスを提供することの責任の大きさを重く受け止め、精一杯、職員一丸となって取り組んで

いきたいと思っています。

市内にも福祉サービスを提供する、多数の事業者も増えましたが、支援の難易度が高いとされる方々からは、思うように利用ができないという声も聞こえてきます。どのような人たちも同じように必要な支援が受けられるように。加えて、永遠のテーマである親亡き後や、親が存在する場合でも、「住まい」や「自立」の問題など、地域課題の改善や解決に向けて様々な事業や活動を展開していきたいと思っています。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



「とも」は皆様のおかげで新拠点で落ち着きましたが、震災やそれに伴う原発の問題で、今もお厳しい生活を送る方々があります。同じ国に暮らす者として気になっていますが、つい見えないことは忘れてしまいがちです。自分たちの国の問題、自分たちの問題として、できることを行っていきたいと思います。お互いに人を大切にする、人が大切にされる社会につながることを願って。



計画相談支援って何？

皆さん、計画相談支援ってご存知ですか？
障害福祉サービスの更新申請が必要な方を対象に、「福祉サービス利用にかかるサービス等利用計画・障害児相談支援利用計画について（重要なお知らせ）」というお手紙が、障がい福祉課から送られています。

総合相談センターにも、障害福祉サービスを利用している利用者さんから、「良くわからない手紙が届いたけど、何ですかね？」と時々、問い合わせが入ります。

市からのお手紙の＜計画相談支援の概要＞の抜粋です。

＜計画相談支援の概要＞の抜粋

『障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、平成24年4月からケアマネジメント「計画相談支援・障害児相談支援」が始まりました。具体的には、介護給付費等・障害児通所給付費等の福祉サービス利用を希望する申請者は、「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」を作成し、市への提出が必要となりました。

※市町村は、提出された計画案等の内容を参考に決定します。』

なかなか難解です。今年の4月から、福祉サービスを活用する時に、支援計画を作る相談支援の仕組みが始まりました。

障がいのあるご本人、ご家族と相談支援専門員（相談員）と一緒に、自立支援法に基づく様々な福祉サービスと皆さんの生活ニーズを組み合わせ、オーダーメイドの

支援計画を作成する制度です。

利用される方の費用負担はありません。市内には、浦安市が指定した6つの相談支援事業所があり、皆さんが希望する相談支援事業所を選ぶことができます。障がい福祉課には、相談支援事業所のリストがあります。

「一人暮らしをしたい、自立した生活をしたい」「親だけでは子育てが大変になってきた。どんな支援があるのだろうか」「高校卒業後の生活に不安がある」「障がい重い我が子の行く末が心配だ」など、ご本人とご家族のニーズと希望が大前提にあり、その希望を実現するための一つの手段として福祉サービスの活用を支援する考え方です。よって、相談支援専門員は、福祉サービスのコーディネートを担い、障がいがあるご本人、家族が納得できる内容の支援計画をつくるのが求められています。

私も相談支援専門員として、複数名の方の支援計画を担当しています。福祉サービスの活用だけでなく、学校での生活、療育、仕事のこと、人間関係のこと、住まいのこと、家族のこと、余暇のことなど、生活全般にわたって、障がいのあるご本人、ご家族、そして、地域のサービス提供事業所等の関係機関の皆さんと一緒に、障がいのあるご本人の人生を考え、支えていくツールが計画相談支援だと思っています。

現在、福祉サービスをご利用の方、もしくは、福祉サービスを初めて利用される方、是非、障がい福祉課、もしくは、市内の6つの相談支援事業所に、計画相談支援についてお問い合わせ頂き、活用して頂ければと思います。

【浦安市障がい児・者総合相談センター 矢富】



後援会「ともと歩む会」のお知らせ

新年、あけましておめでとうございます。

12月23日には、恒例になっているクリスマス会を開催致しました。今回は、浦安を拠点に活動をしている、サンバチームの「エストランジェイロス」をゲストにお招きして、熱い演奏と、あでやかなパフォーマンスで、楽しく盛り上げて下さいました。

参加者もこれまでで最大の参加になりました。

ご参加頂いた皆様、準備から片付けまで頑張ってくれたボランティアの皆さん、ご寄付やご支援を頂

いた方々、ありがとうございました。

この一年がよい年になるように、ゆっくりのんびり、頑張ってください。



- ◆年会費は 3,000 円です。
- ◆会員と賛助会員を選んで頂き、必ず振込取扱表の通信欄に明記ください。
口座番号・郵便振込先：00120-0-536557 / 名義：中田光昭
- ◆会 員…時間があるときにお手伝いいただける方
- ◆賛助会員…お手伝い等出来ないがご寄付等の応援をしていただける方

浦安市地域自立支援協議会 活動報告

今回は、浦安市地域自立支援協議会、啓発・広報プロジェクトの活動を中心に、平成24年10月から12月までの主な活動状況をお知らせいたします。

【うらやすこころのバリアフリーハンドブックの発行】

【啓発・広報プロジェクト】
が中心となり編集した『うらやすこころのバリアフリーハンドブック』が発行されました。

『うらやすこころのバリアフリーハンドブック』は、障がいのある方の暮らしを知り、障がいのある方もない方もお互いに支え合う、より良いコミュニケーションづくりの助けになることを

願い作成されました。コミュニケーションの一例や困っている人を見かけたときの手助けの方法など、障がいなどの特性を踏まえ、イラストを使ってわかりやすく紹介しています。表紙には市内で活躍している障がいのある方たちが描いた絵が飾られています。このハンドブックは、浦安市役所障がい福祉課窓口で配布している他、浦安市ホームページからもダウンロードできます。ぜひ、お手にとってご覧ください！



【わがまち浦安フェスティバルの開催】

『わがまち浦安フェスティバル』は、障がい者週間※を記念して、12月9日(日)、浦安市文化会館で開催されました。障がい者当事者団体による講演や合唱、ピアノ弾き語り、よさこい演舞、手話パフォーマンスなどのステージ発表をはじめ、ホワイエにて作品展示や模擬店も行われました。また、ハンドブックの作成に携わった皆さんがステージに上がり、表紙の絵に込められた思いやハンドブックに期待することなどの発表もありました。フェスティバルのフィナーレには、来場者一丸となり「上を向いて歩こう」を、手話を交えて合唱しました。

※「障がい者週間」とは、障害者基本法の公布日である12月3日から国連総会で障害者の権利宣言が採択された日である12月9日までの1週間のことです。障害者基本法で定めています。

その他、幹事会が2回、就労支援プロジェクトが1回、共同受注販売作業部会が1回、特別支援教育プロジェクトが1回、啓発・広報プロジェクトが1回、イベント部会が3回、事業者支援・制度プロジェクトが1回開催されました。全体会は12月末に開催予定です。

【浦安市障がい児・者総合相談センター 清澤】

いよいよ始まります！

【浦安市における本格復興工事】

未曾有の震災からもうすぐ二年が過ぎようとしています。「とも」の法人拠点は復興を果たしましたが、日本全体を見渡せば、震災の傷跡の課題だけでなく、政局や経済など多くの課題が山積みになったままです。「とも」の拠点がある浦安市では、総額550億円になる、こちらも未曾有の復旧と復興の工事がいよいよ始まります。殆ど24時間体制での工事が長期間続く事になり、その間の騒音・振動・粉塵問題や道路や歩道の通行制限など、障がい者や高齢者などへの影響が考えられます。

「とも」では、これらの影響に対して最悪を想定し、安全なサービスの提供が継続できるように備えていきます。

【障害者総合支援法】

もうひとつ、始まるものがあります。制度変更によって、大きな波にもまれ続けてきた障がい福祉ですが、2013年4月

にあらたに障害者総合支援法が施行され、対象が拡大され、難病患者（特定疾患認定者）もホームヘルプなどの福祉サービスを受けるようになります。厚生労働省は2012年12月6日、当面の措置として（暫定的に）対象となる疾患は、現行の56から300以上に拡大すると発表しました。4月1日からは、浦安市内の難病患者も障がい福祉施策の対象者になる為、「とも」が行う各種事業の対象者も拡大する事になります。

「とも」では、昨年の制度改正に伴い、介護職員等の喀痰吸引等の実施に伴う登録特定行為事業者の登録とともに、千葉県喀痰吸引等研修登録要綱による研修機関としての指定も受けて、11月に第一回目の研修を行いました。

2013年も、制度変更を見据えた各種事業展開を行い、地域福祉の向上に寄与できればと考えています。 森嶋

発行：社会福祉法人 パーソナル・アシスタンス とも
〒279-0022 千葉県浦安市今川1-14-52

〈編集後記〉たくさんの人と関わりながら作ってきたとも通信。2013年も福祉に関するいろいろなことを発信していきます！【5】